

第百三十四回国会
衆議院

大蔵委員会議録第三号

平成七年十月二十五日(水曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 久間 章生君

理事 石原 伸晃君

理事 山本 有二君

理事 北側 一雄君

理事 永井 哲男君

安倍 晋三君

大原 一三君

中村正三郎君

福永 信彦君

茂木 敏充君

青木 宏之君

上田 清司君

竹内 譲君

藤井 裕久君

石井 智君

早川 勝君

田中 秀征君

小森 龍邦君

出席國務大臣

大蔵 大臣 武村 正義君

出席政府委員

大蔵政務次官 佐田玄一郎君

大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省証券局長 日高 壮平君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

国税庁次長 若林 勝三君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 藤井 保憲君

委員の異動

十月十九日

辞任 渡辺 嘉蔵君

補欠選任 山口 鶴男君

同日

辞任 山口 鶴男君

補欠選任 渡辺 嘉蔵君

同日 同月二十五日

辞任 小澤 潔君

補欠選任 福永 信彦君

同日

谷口 隆義君

齊藤 鉄夫君

同日

中村 正男君

石井 智君

同日

福永 信彦君

小澤 潔君

同日

齊藤 鉄夫君

谷口 隆義君

同日

石井 智君

中村 正男君

十月十九日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十四名提出、衆法第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○久間委員長 これより会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時四十分休憩

午後三時四十分開議

○久間委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○武村國務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢にかんがみ、株式市場の活性化の観点から、上場会社等による利益をもつてする株式の売却の促進を図るため、上場会社等が株式の利益売却を行った場合のみなし配当について、特例措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず、上場会社等が利益をもつてする株式の売却を行った場合には、その売却された株式に対応する資本の金額のうち売却されなかった株式に対応する部分の金額については、みなし配当課税を行わないこととしております。なお、法人株主にについては、受取配当として申告することを選択できるものとしております。

次に、公開買付けによる株式の売却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額については、みなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとしております。

これらの措置につきましては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利

益をもつてする株式の売却を行った場合について適用することとしております。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○久間委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○久間委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内譲君。

○竹内(譲)委員 新進党の竹内譲でございます。最初に、本法律案の意義でございますが、これにより各企業が利益による株式の売却を行えば、発行済み株式数が減少し、バブル期のエクイティファイナンスにより供給過剰感のある株式市場の需給バランスの改善につながるほか、ROEの向上やEPSの増加を通じて、当該株式が投資対象としてより魅力的なものになり、これらを通じて株式市場の活性化が期待されることであるということでございます。

各企業が利益による株式の売却を行えばこのようになると言われているわけですが、政府としては、これらの具体的な効果について試算的数字をお持ちでございましょうか。

○日高(壮)政府委員 利益による自己株式の売却が行われますと、ただいま委員から御指摘がございましたように、バブル期において大量に行われたエクイティファイナンスの結果、株式の供給過剰感のある市場に対して、その発行済み株式数が減少するわけでございますから、そういう意味で需給バランスを改善させる方向に働くことが期待されるわけでございます。

もう一つ、この点も御指摘がございましたよう

に、株主資本利益率あるいは一株当たり利益の向上を通じて、株式が投資対象としてより魅力的なものになる、そういう効果が期待できるわけでございます。こうした効果を通じて、株式市場の活性化につながっていくというふうに期待しているわけでございます。

ただ、御質問がございました、具体的にどれだけの数量に出でるかということでございますが、基本的に、自己株式の取得・消却を行うか否かというのは、あるいはどの程度行うかということにつきましては、個々の企業の経営判断にゆだねられるということでございますので、具体的に数量的にどのくらい出でるかという点については試算は難しいということは御理解を賜りたいと思います。

ただ、一点申し上げれば、例えば通産省が本年八月にアンケート調査を関係企業にいたしました、その結果を見ますと、七割を超える企業が、自己株式の取得を検討する、あるいは場合によっては検討するという回答を寄せられているわけでございますので、私どもとしては、相当数の企業が積極的に取り組んでいただける、今回のみなし配当課税の凍結ということが実現されれば、そういう意味でかなりの数の自社株の購入・消却が行われるものと期待をしているという状況でございます。

○竹内(護)委員 一定の効果があるという御答弁でございます。私どもも従来からそのように考えておったわけでございまして、かなり早くからいろいろな各企業の皆様方に聴取してきたわけでございます。その意味で、去る八月四日に我が党が、夏の臨時国会で同様の提案をさせていただいております。

その意味では、そのときなぜ審議をしていただけなかったのかということに疑問に思うわけでございます。これだけ効果があるというものであるならば、さきの国会で審議できたはずでございます。そういう意味では、私はもっと今の経済状況というものに対して政府・与党が、やは

り感度の問題として疑問があるのではないか、いかなものかというふうに考えておるわけでございます。

○薄井政府委員 御指摘のように、自己株式を利益消却することにつきましてもかなり前からいろいろ議論されてきておりまして、これが現実に進まないということから、ことしの六月には、私ども政府・与党の経済対策でこのみなし配当課税の特例を検討するということを約束したわけでございます。

ただ、先生御存じのように、我が国の上場企業は自己株式の利益消却というのを今までやったことがないわけございまして、初めての経験であるということで、実効性のある仕組みをどう仕組むのかということにつきまして、私ども、企業あるいは産業界の実態等を把握するのに時間をかけさせていたということでございます。

その結果、当初、残存株主、これは個人と法人ですけれども、に対するみなし配当課税の特例、非課税ということを考えておたわけですが、これに加えまして、残存の法人株主につきましては従前どおりの受取配当として申告するケースの方が適当であるという場合もあり得るということでしたので、これも選択できるようにした。あるいは、公開買い付けという形で株を買った個人株主がみなし配当課税を行うよりも株式譲渡益課税として課税した方がよいというケースが出てきた場合に、公開買い付けという手法がとりくめるのではないかとということなどにも気がつきまして、この両点を中心に整備をいたしました。その結果、タイミングとしてはこの時期になったというところでございますが、全体として実効性のある制度に仕組むことができたと思っております。

このように、今回のみなし配当課税の特例措置、文字どおり企業あるいは産業界の実態を十分反映したものになっていると考えておりまして、この時期に提案させていただいているということについて御理解賜りたいと存じます。

○竹内(護)委員 済んだことをやかく言っても仕方がないのですが、経済対策として六月に出されているということとは、相当問題意識を持っていたということでありまして、与野党とも持っていたということですから、もっと感度のいい出し方、あるいはいい政策をもっと敏感にやっていく必要があるのじゃないかなというふうに私は思っております。それがやはり今の経済界の皆さんに對する回答だということに私は思っております。

次に、本問題につきましては後ほど村井委員の方からいろいろあるうかと思っております。私の方は、残る時間、不良債権の問題につきまして基本的な考え方を述べさせていただきたいというふうに思っております。新進党としての考え方はありませんので、私個人の考え方ということで御質問をさせていただきたいというふうに考えております。

まず最初に、武村大蔵大臣にお聞きしたいのですが、今回不良債権問題ということが非常に重要な経済の問題として大きな課題となっておるわけですが、一連の不良債権問題を通じて何がこの中で最大の課題と考えておられるか、この点についての御所見がありましたらお答えをいただきたいと思います。

○武村國務大臣 やはり日本経済にとって金融システムというのは、一種の、心臓を中心とした、人体に例えれば動脈、静脈に当たる血液の流れだということふうにも理解できるわけでありまして、日本経済にとって一番中枢にある金融機能に支障が生じたり、あるいは内外に不安を与えるようなことがあってはならない。少なくとも今回の不良債権問題はそういう不安を与えかねない状況にあるだけに、このことに全力を挙げて取り組んでいかなければならないという認識であります。

同時に、目下の経済情勢を認識しますと、やはりこの閉塞感を払拭するためにも、この不良債権問題を解決することが不可欠のいわば前提条件になるという考え方を強く持っている次第であります。

○竹内(護)委員 私は、もちろん今大臣がっしゃったことは当然のこととして、今やはりネットワークになっていることといえますが、一番私なりに考えていることは、不良債権を処理できない金融機関がたくさんあるのではないのか。

要するに、私は大きく二つぐらいのグループに分けられるというふうに思っているのです。確かに、大手の都市銀行のように二、三年ぐらいで処理できるものがついていっているところもあるうかと思いますが、しかし、そうではなくて、実際にはそれ以外のグループとして、不良債権を時間をかけても、こうやって低金利政策をずっとあと五年経けても処理できない金融機関が非常にたくさんあるのではないのか、このことが非常に大きなネックになっているのではないかとこのように思っております。

これからそういう金融機関がもし出てきた場合の処理方法について、その方針が明確でない、定まっていないうことがやはり最大の問題点なのではないのかというふうに私は思っております。

御存じのように、アメリカでかつて同じような、S・アンド・Pの処理が行われました。このときに要した財政資金の額というのは大体どのぐらいであったか、お答え願えませんか。

○西村政府委員 御指摘のように、アメリカにおきましては、八〇年代の後半に貯蓄貸付組合の経営破綻が相次ぎまして、貯蓄貸付組合向けの預金保険制度自体が破綻をいたしました。これを契機に保険料の大幅な引き上げが行われましたが、その一方で、破綻した貯蓄貸付組合の処理を行うために整理信託公社、いわゆるRTCが設立され、破綻処理の財源に財政資金が用いられました。

いろいろな計算があるようでございますが、今私どもが把握しておりますところでは、RTCに投入された財政資金、予算に計上されました資金は七百四十億ドルというふうに理解をしております。

○竹内(議)委員 七百四十億ドルというお答えでございませう。私が日経金融新聞でこの五月十日に見たあれでは、九百十億ドルとかというようにジョン・ライアンRITC総裁代行の言葉として載っておりまして、いづれにせよ、七百億ドルから九百億ドル、大体十兆円に上る財政資金を投入しておるわけでございます。

このときにやはり、アメリカの場合でも、問題先送りということが財政資金の投入額を大きくした非常に大きな原因であるというふうに私は思っております。その意味で、今の金融機関の持つ実態というものを監督当局がどこまでしっかりと把握しているのか。そして、もう債務超過になっている金融機関、あるいは寸前である、そして将来の回復の見込みがないというところに関しては思い切ってこれを処理をしていかないと、どんどん後でツケが回ってくる、財政資金というものは税金の形で物すごく大きな金額になってくるというふうになるわけでございます。

その意味で、五年もかけて処理するというようなことでは本当に大変なことになる、国民に対して大変なことをつくことになる、私は思うんです。本来で言えば、あと一年か二年の間に断固とした緊急行動計画を立ててそれを実行するというぐらいの腹構えで臨まないと、大変な問題になるのじゃないかというふうに思っておるわけです。それにつきまして当局の御意見を。

○西村政府委員 まず、先ほどの金額でございませうが、私先ほど七百四十億ドルと申し上げましたが、先生御指摘のように九百十億ドルというような計算の仕方もございませう。先ほどは実際に予算に計上された金額を申し上げたのですが、ほかの資金を合わせますと九百十億ドルという数字もございませう。

次に、私どもがこの不良債権の処理あるいは金融機関の経営の健全化を行います上でまず第一に必要なのは、御指摘のように財務内容の把握ということでございます。私ども常々検査等を通じて財務内容の把握に取り組んでおるつもり

でございますが、確かに最近の経済の動き、とりわけ資産価格の動きというものは私どもの把握の能力を超えるような面もございまして、私ども一生懸命それには取り組んでおるわけでございますが、十分にそれを把握し切れておるかどうかが、今後とも努力を続けてまいりたいと存じます。

そういうような財務内容の的確な把握の上に立て、かつ必要とされますことは、御指摘のように早期処理ということでございます。私どももいたしましては、今までもタイミングを失しないような金融機関の経営の改善というのに取り組んできたつもりでございます。しかしながら、実際問題として、的確なタイミングで金融機関の再建あるいは破綻処理に取り組むということはなかなか難しい面もございませう。

そのこととは、今後早期は措置というような方策をもうけておる。アメリカではそういうことに取り組まれているわけでございますが、今金融制度調査会でそういう問題も御検討いただいておりますけれども、もし成案が得られ、また必要でございましたら法律改正も含めて検討をさせていただきますと考えております。

○竹内(議)委員 きょうは時間が限られておりますので、私なりの見解を述べさせていただきますが、やはり当局がいろいろ最新の金融手法の導入とかで財務内容を把握することがなかなか難しい面もあるという意味のことを今局長がおっしゃいましたけれども、私はやはり独自の、要するにすべての金融機関が実質的な自己資本といえますか、いわゆるBIS基準のそういう自己資本ではなくて、要するに現在の時価に直したさまざまな資産を再評価して、その中にはオンバランスもありませんが、オフバランスのものを時価で再評価して、そういう総資産と、それから改めて評価し直した負債というものがどれだけあるか、その総資産から負債を引いて実際に今現実にとりだけの実質的な自己資本があるのかということをやはり絶えず把握することが非常に大事だと思うのです。

ね。

実際に第二次BIS規制なんというのもしう動きに向かって進んでいることは、もう局長御存じだと思えます。そういう意味で改めてやはり日本としてもそういう実質的な自己資本というものを調査し直す。そして、今やコンピュータの時代ですから、数字が変われば逐次すぐわかるようになるわけですから、そういうもので評価をし直してグループ分けをしたらどうか。そして、例えば五段階ならA、B、C、D、Eとかグループ分けをして、その中で、もはや債務超過で実質的にもう回復の見込みがないというような金融機関については、思い切って特別清算を開始するということにしたらどうかというふうに思っております。

私は、そのぐらいのことを思い切って今やっけないと本当に大変なことになってしまふ。金融制度調査会の報告も大体そういう意味が裏に隠されているのであらうと私は思いますが、読んでおりますけれども、どうもそれが前面に出てこない。大蔵省の、報告に対する、それを踏まえた早期処理というもののペーパーが出ておりますが、どうもそのプログラムも定かでないし、何か作文に終始しているような、大事なところをわざと書いていないような気がするわけでございます。

そういう意味で大胆に不良債権問題に、そしてもうだめな不良債権はだめというふうな処理していく、そういう覚悟はございませうか。

○西村政府委員 ただいま御指摘のように、実質的な自己資本ということは大変大切な概念だと考えております。ただ、私どもこの問題について大変に苦慮いたしますのは、資産の評価、端的に申しますならば、貸付金のどれくらいを返してもらるかというこの評価というものは非常に難しい。特に最近のように資産価格、土地の価格が大きく変動する中におきましては、資産価値というものを実質的に把握することが非常に難しいなということを痛感しておるところでございます。

でございます。

しかしながら、そのような問題をも踏まえた上で、その経営状況を的確に把握しまして、そしてもしその金融機関の経営の健全性に問題があるという場合には、できるだけ早くその自主的な経営改善計画の提出指導とか、あるいは業務改善命令等の法令上の措置を講じていくということが必要だと思っております。

さらに、その金融機関が実質的に破綻に陥っているというふうな判断される場合には、とすれば金融機関というのは流動性が確保される限りは営業を継続していきたいというような気持ちが強く持たれるものでございませう。しかし、そういうことが結果的に破綻処理のおくれにつながるということがございませうので、そのような問題を解決するための、例えば実質的な債務超過に陥ったような段階から破綻処理手続を開始できるようなそういう仕組みを考えてみたかどうかということで、今金融制度調査会で審議をいただいておりますが、もし必要がございましたら法律改正ということをも含めまして適切な措置をとってまいりたいと考えております。

○竹内(議)委員 次に大事なことは、私なりの見解ですが、要するに実質自己資本がマイナスになっている、債務超過に陥ろうとしている、陥っている、回復の見込みがないというところに関しては清算をしなければならぬ。ところが、金融機関の中でも預金を取り扱っている金融機関というのは非常にこれは違つたわけございまして、大事なものであると考えています。

すなわち、ノンバンクやあるいは住専のように預金を取り扱っていない金融機関と、預金を取り扱っている金融機関とは違つた。そういう意味で、預金を取り扱っている金融機関を清算するときは預金者保護ということがやはり非常に大事だと思っております。

今までディスクロージャーが十分ではありませんでした。したがって、清算するときに、こういうディスクロージャーが不十分な中でペイオ

フというのをやると、これは大変な混乱を招きかねないというふうに思うわけです。ですから、そういう意味で、預金者を守るためには、最終的に、資産がない、そして預金保険機構でも賄えない場合が、資金援助という形で資金が足りない場合が出てくるだろう。そのときにはやはり公的資金というものをどうしても導入せざるを得ないのではないのかというふうに思うわけです。

その意味で、まずは銀行の経営責任を問う、そしてその中で、どうしても預金に見合う資産がない、預金保険機構による資金援助もお金が足りないという場合には、公的資金導入というのを私はやむを得ないというふうにご考慮しておるわけですが、この点につきましてもどのようにお考えですか。

○西村政府委員 金融機関の経営は、あくまでも自己責任の原則のもとに、経営者、経営体がまず自分たちの努力で責任を持って行っていくということが大原則だと存じますが、そういう努力が及ばない場合に、金融システムの中において預金保険という制度がございまして、そのような制度によって金融システムの破綻を防ぐということが次の段階としてあるかと思ひます。

さらに、そのような方策をもつても対処ができないような場合にどうするか。最近、公的資金の問題についていろいろ議論がございまして、先般、九月二十七日の金融制度調査会の審議経過報告を受けまして、大蔵省といたしましては、この問題につきましても、公的資金の限定的な導入も含めた公的な関与のあり方について、金融システム内での最大限の対応等を踏まえつつ検討を進めるということを申し述べているところでござい

ます。
○竹内(議)委員 最後に、私の考え方としては、要するに、そういう破綻銀行がこれから出てくるだろう。恐らく相当あると思うのですね、本当は。そして、最終的に預金保険機構の資金援助でも足りない場合があるだろう。そういうときにどうしたらいいのか。

私は、これは私の意見ですけれども、どうしても足りない部分、預金に見合う資産がないという部分については公的資金というものを認める、そしてそれを、資産と負債、つまり預金債務というものをあわせて、要するに他の金融機関にセッとして承継してやるというようなスキームというものは考えられないのか。どうしても嫌がるところもあるでしょうけれども、負債だけ負うのではなくて、預金債務とそれに見合った資産というものをあわせて承継するというようなことであれば、基本的にはある程度の金融不安というものを除去できるのではないかなというふうにご考慮しておるわけ

です。
その場合の公的資金の導入の仕方というのは、別に現金でなくても、交付国債というふうな形も考えられるのではないのか。その場合の国債のあり方というのは、通常の五年や十年というものはなくて、場合によっては超長期の三十年とかというふうなものが考えられてもいいのではないかなというふうにご考慮しておるわけですが、銀行局長の御意見を承りたいと思ひます。

○西村政府委員 今、先生の方からいろいろ具体的な御提案がございました。私も、そういう問題も含めて、今金融制度調査会で御検討いただいておりますのでございまして、そのような御提案も含めまして検討させていただきたいと思ひます。

今、日本の金融機関、大変に難しい局面にはございまして、しかし、それぞれ経営の健全化に努力をしております。国民の皆様は御心配をかけないよう一生懸命努力をしておりますので、行政といたしまして、そういう自己努力というものを私どもの立場からお手伝いをしながら、いろいろの方策もあわせて検討をしてみたいと考えております。

○竹内(議)委員 繰り返しますが、いずれにせよ、もうそんなに時間はないと私は思ひます。思い切って大胆に、二年ぐらいの行動計画を早急に策定すべきであるし、ぜひともそれを早急

につくり上げて実行していただきたいというふう

に思ひます。我々もそれにつきましては協力をお願いいたします。我々もそれに引きましては協力を惜しまないというふうに申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○久岡委員長 次に、村井仁君。
○村井委員 先ほど竹内委員の冒頭の質問に関連しまして、主税局長が、私も夏に出しました新進党案、これにいろいろ詰めたんですが、その結果こういう案になったということなのですが、具体的に言いますと、先ほどお触れがあったように、法人株主について受取配当として申告することを選択できるようにすること、それからテークオーバービッドの場合の対応、こういった点がつけ加えられた。

私は、これは別にお尋ねするわけでも何でもないで、そのぐらいのことなら、あの時点で十分議論を尽くせばこの場でそのぐらいの詰めはできたんじゃないだろうかと思うのです。そういう意味で、あの時点でせつかく私どもが出した法律改正案につきまして全く審議がなされなかったというところは、立法院として、こういう国民が直面している経済危機に対して余りにも鈍感なのではないだろうか、余りにも霞が関に任せ過ぎているのではないだろうかという思いを改めて強く感じたとこのことを、私は冒頭申し上げておきます。

それはそれとして、私も、政府の今度提案しましたみなし配当課税の特例につきましては、基本的に、私どもが夏に提案しました法律案を踏まえて提案されたものでありますので何とかこれは一日も早く使えるような体制にしていきたい、こんなふうに思っているわけでありまして、先ほど竹内委員の冒頭質問に答えて証券局長からお話ありましたように、大量に行われたエクイティファイナンスの結果、過剰感のある株式市場で、需給バランスを改善させるという上では、私は確かに効果のあることだろうと思ひます。それから、株主資本利益率の向上などを通じまして株式市場の活性化に資するものだ、こういう評価

も私どもいたしております。

そこで、そういうようなメリットを持つこの制度ですけれども、これは証券局長にお伺いしたいのですが、自己株式の取得の促進につきまして、発行企業に対して積極的に取り組むを要請するということでしょうか、あるいは勧奨するというのでしようか、このあたりはマーケットに対するアプローチの問題ですからなかなか難しいことにはありましようけれども、証券局としてこれからどんなふうにお取り組みになるおつもりか、証券局長からお答えいただきたいと思ひます。

○日高(社)政府委員 今御指摘がございましたように、会社が利益を使つて自己株を消却するというのは、会社の利益を株主のために使う、そういう意味で、株主に目を向けた経営をするということからも画期的なことであらうというふうにご考慮しております。

そういう意味で、経済界を挙げて証券市場の活性化について強く要請がなされているのも現在の姿でございますから、私どもとしても、経団連初め、そういう経済団体の場を通じていろいろな形でお願いをしております。これは単に市場の活性化に役立つというだけではない、企業の経営を今後ともこういう株主に目を向けた形で切りかえていってほしい、そういう意味でお願いをしております。

なお、証券界自体も、いろいろな形で各企業の方々を集めたセミナーを開催して、いろいろな場を通じてお願いをしている、そういう状況でございます。

○村井委員 こういうことで、とりあえずこの国会では、政府側からはみなし配当課税の特例だけが提案されている。私どもの方は、まだこの委員会では議論に入っておりませんけれども、そのほか有価証券取引税の停止とか、あるいは土地の譲渡益課税の問題とかということで取り上げられているわけでありまして、私は、いずれにしましても、現在の経済情勢につきましても、今回の措置を含めても政府の経済対

策は必ずしも十分とは言えないのではないか、こんなふうになるわけであります。私は、そういう意味で、年末にかけて思い切った追加的な施策を講じていく必要があると思うのですけれども、今の景気の現状というのは、これは総務審議官の御担当かと思いますが、大蔵省の御認識をちょっと承りたい。

○武蔵政府委員 景気の現状についてのお尋ねでございますけれども、我が国の経済情勢を見ますと、まず個人消費の緩やかな回復傾向、それから設備投資が比較的順調な回復の動きが見られるというふうになっておりますが、一方で、生産あるいは住宅投資などで弱い動きもあるのは事実でございます。このように、景気は足踏み状態が長引く中で弱含みで推移しているというふうに見えているわけでございます。ただ、このところ、為替相場などには明るい動きも見られるというふうな考えております。

この機をとらえまして、政府といたしましては、御承知のような、事業規模として史上最大の十四兆二千億に上る経済対策を取りまとめまして、この対策を実施するために必要な経費の追加を盛り込んだ第二次補正予算が先日成立したところでございまして、この対策の着実な実施によりまして、また機動的な財政運営によりまして、景気の先行きに見られます不透明感というものを払拭して、我が国の経済の回復が確実になるものと考えておる次第でございます。

○村井委員 役所としてはそういうふうな答えざるを得ないのだらうと思いますが、私は、例えば今の株式市場をとってみたら、出口の見えない深刻な不振の状態がまだずっと続いているというのが偽らざるところだと思っております。それから、日本の株価あるいは取引高の低迷というのを背景にしまして、ロンドン、シンガポールといった海外市場に株式取引が流出しまして、いわゆる証券市場の空洞化というのは急速に進展しつつある、これは否定しがたい現実だと思っております。

先ほどもちょっとお話がありましたけれども、資本市場の機能不全というのは、ある意味では産業、経済の血液というふうなものでありまして、金融界、証券界の問題にとどまらず、我が国経済全体に非常に深刻な影響を及ぼしかねない非常に大変な問題だと思っております。私は、そういう意味で、早急に我が国の証券市場の機能を回復しまして、そして主要先進国の金融・証券市場と伍していくための大胆かつ抜本的な対策をとる必要があるのだらうと思っております。

そういう意味で、証券局長にお伺いしたいのですが、今の日本の市場での市場取引の障害になっているいろいろな規制、あるいは負担、あるいは諸慣行、こういったものを徹底的に洗い直しまして、それで証券市場の活性化策を打ち出す、そういうことが必要なのではないかと思っておりますけれども、このあたり、どんなふうにお考えですか。

○日高(社)政府委員 証券市場の活性化という命題は、もう私どもが申し上げるまでもなく、経済界挙げて、あるいは国民の間から強く要請されていることは言うまでもないところでございます。もちろん、基本的には証券市場だけがひとりよがりなところというところは期待できないわけで、まず抜本的に経済そのものがよくなっていくことが必要であらうと思っておりますが、同時に、今御指摘がございましたように、証券市場を取り巻くいろいろな過去のしがらみ、その他制約となつていゝもの、そういったものの環境整備を図ることが証券市場の活性化につながっていくであらう、そういう考え方は、私どもも全く同じ考え方で従来から取り組んできたところでございます。

私ども、証券市場の活性化あるいは規制緩和、手続の簡素化、そういう観点から、平成五年九月、十二月及び平成六年七月の三度にわたって、これは私どもが関連の業界の方々の意見を聞いた上で、百項目を超える事項について規制緩和を行つたわけでございます。本年三月に策定されました規制緩和推進計画におきましても、いわゆる店頭特別市場、ベン

チャー向けのフロンティア市場の創設、あるいは社債市場におけるいわゆる適債基準の撤廃を平成八年一月から行うといったようなことで、着実に推進を図るということであつたわけでございまして、先般九月の経済対策におきましても、証券市場の活性化の観点から幾つかの項目を盛り込ませていただきました。そのうちのひとつ、個人投資の促進を図るために、いわゆる株式の投資単位を、通常であれば千株単位でございしますが、いわゆる個人の投資を容易にするという考えから、株式ミニ投資制度というものを対策の中に盛り込み、これは既に十月から動き出しているという状況でございます。

私どもとしては、九月にもさらに関連する証券界からいろいろな形で意見を聞いていたるところでございますので、これからそういう方向、規制緩和、手続の簡素化に向けてできるだけの手を打ってまいりたいというふうな考えているところでございます。

○村井委員 証券局長にここで聞いてもしょうがないのであれなのですが、主税局長の方にお尋ねしますけれども、私は、いろいろな意味で、証券業界あるいは証券取引所で行っている緩和策あるいは負担の軽減というふうなことをやっていって、最後にどうしても残るのが、国として税を取るといふ意味で、有価証券取引税の問題といううたい岩にぶち当たるのだらうと思つておる。取引コストを軽減することを通じて国際的な市場間競争に対処していくという意味でも、有取税の停止ということとを私どもは言っている。この停止ということとを言っているのは、申し上げるまでもなく、キャピタルゲイン課税との関係をこは詰めるなければいけない問題だし、一種の資産課税の一つとしてももちろん慎重に検討しなければならぬ課題があるというところを承知の上で、しかし、緊急に経済対策としてやるならば、有取税を停止する、あるいは凍結するということがこの際必要なのではないだろうか、こういうような問題意識でいるわけなのですが、主税局長の御見解を伺いたい。

○薄井政府委員 お答えいたします。御指摘のように、有価証券取引税は、有価証券の取引に際しまして、有価証券という財貨が移転する、その背後にある担保力というものに私ども着目いたしまして、昭和二十八年から課税させていたにいたる流通税でございます。この有価証券取引税につきまして、御指摘のような現下の経済情勢等を踏まえての御提案があることは私どもも承知しておりますが、この有価証券取引税の軽減等を行うことが証券市場の活性化にどう結びつくのかということ。あるいは、御指摘がありましたように、株式取引につきましては、もう一方で株の売り買いに対して譲渡益課税という問題がありまして、現在これが必ずしも十分ではございません。この譲渡益課税との関係で税負担の公平ということも考えた場合に、経済の状況だけを先行して有価証券取引税の軽減等に踏み込んでいくのかどうかという問題。さらには、この税によって四億四千万円の税収を見込んでおります。この財源をどう考えていくのかといったようなこととで私ども悩んでおまして、さまざまな御議論の中で今後どうしていくかを考えていかなければならないと思っております。

私ども、政府税調を今開催しておりますけれども、この問題についても議論を積み重ねておるところでございます。仮に答えを出していくとしても、有価証券取引税と株式等譲渡益課税との関係というものについては、税の世界からはどうしても切り離せない問題だと思つておる次第でございます。

当面の景気との関係ということからは、先ほど来御質問いただきましたように、自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例というものにつきまして、やや長い間の懸案でございましたけれども、今回踏み切らせていただいたということに対して対応させていただきます。それから、国際的な問題、よく指摘されます。それから、アメリカなりド

イツにおきましては株式取引について流通段階での負担を求めているというところは事実でございますが、そのアメリカにおいては、いわゆる株式の譲渡益、キャピタルゲインについては総合課税をしておられる。あるいはドイツでは、これはそう詳しく私知っているわけではございませんけれども、株を持つことに對しての財産税のような制度もあるということでございます。

他国がどうかということではないとは思いますが、株を持つとき、持っていること、あるいは売ったこと等々、流通、譲渡、保有の各段階でそれぞれの国が対応しているというふうにとらえておきまして、そういったことも参照しながら、先ほど申し上げた三点、効果がどうか、それから税制上の公平さを損なわないのか、財源をどう考えるのかといったことを含めて、有取税と譲渡益課税の関係を詰めていきたいと思っております。

○村井委員 効果の問題は、私はやはり今の状況で、これはないとは言えないだろうと思うのです。やってみればかなり効果のある話なんじゃないだろうかと思ひます。

そこで問題は、キャピタルゲイン課税との関係、譲渡益課税との関係なんですけれども、私、ここを本筋に詰め出したら、いわゆる総合課税化の議論をどうしていくのかという、大変時間のかかる、抜本的な、日本の所得税制全体の根本的な問題にかかわるを得ないので、そこまでやり出すと、これは本当に時間がかかる話だと思うのです。私はそこまで有取税をほっておいていいだろうかという疑問がある。

そういう意味で、みなし配当課税も思い切つて、これは三年間でしか限時的にとめるということにしたのですから、そういう見地から有取税をとめるという選択があつていいんじゃないだろうかという問題提起をしているわけでありまして、そのことを申し上げた上で、ちょっと別な話に移らせていただきたいと思います。

が、法人税率ですね、日本の法人税率というのは、実効税率、それはもう欧米と比べても非常に高い。これがやはり企業流出とかいろいろなことにかかわってくるという危機感がビジネスサークルには非常に強くある。そういう意味で、法人税率の引き下げというのは非常に重要な課題だと私は思うのです。

ただ、どうも見ていますと、例えば引当金、退職給付引当金ですとかそういったようなものを少し見直して、言ってみれば課税ベースを広げて、それで法人税率だけ下げよう、こういうような御議論に何か傾いているように見受けられる。

確かに、諸外国で引当金について日本のようにきちんとしていないというものは、主張としてわかるのですけれども、もう一つ言えるのは、やはり労働慣行の問題として、退職一時金というふうなものが必ずしも諸外国、比較される諸外国の場合にはなくて、年金なんかで対応しているというふうなことも言えるわけでありまして、そういうふうな観点も含めて、実質的に法人の税負担を軽減するという道を何とか探っていかなければ、ちよつと取り返しのつかない状態になるのではないかとこの危機感を持っているのです。

そのあたりにつきまして、主税局長、御見解を聞かせていただけますか。

○薄井政府委員 法人税の負担につきましては、日本の法人税が高いと指摘されます。その場合によく詰めてみますと、法人税率、これは実効税率という言葉を使いますが、法人には国税である法人税と地方税である法人事業税それから法人住民税、この三つの税金が所得にかかつておるわけでございます。この三つの税金の税率をそのまま足してしまつと正確なものですから、差し繰りがある。そのところを調整したものを法人の実効税率と言っております。この法人の実効税率が日本の場合四九・九八ということで、ドイツとはほぼ同じですが、それ以外の主要先進国に比べて高いというのは御指摘のとおりでございます。私も十分認識しております。

ただ、今強調して税率と申し上げたのは、これは税率の世界の背比べでありまして、どういう課税ベースに、税法の用語でいいますと課税標準といひますか、課税するかという掛け算の世界で税負担が決まってくる。底面積が課税ベースであれば、高さが税率であるわけです。税率は確かに高いのですが、本筋に課税ベースが日本の場合より国並みに広いのかどうかということについては、やはり議論する必要があるかと思ひます。

これは行き方といひますか、法人税の考え方として、日本は今までは、やや課税ベースは狭いけれども、税率の方はやや高いけれども、その組み合わせでいいということであつたわけでございます。

そういう意味で、現在私どもが考えておりますのは、税率につきましては下げていく方向が望ましい方向だと思ひます。ただし、課税ベースについては、これが広げられるかどうか、これは大変難しい議論だと思ひますけれども、この点についてかなり深くじっくりと議論をしていかないと、いけないと思ひます。

その場合に、課税ベースの対象として何があるかということですが、よく指摘されるのが、いわゆる租税特別措置でございます。ただ、企業関係の租税特別措置は大体四千億程度でございます。四千億円というのは実効税率を一分下げる分にしか当たらないわけでございます。御指摘がもっと大胆に下げろということであれば、この租税特別措置を全廃するなということとはとても考えられないし、私は必要な租税は多いと思ひますので、これで税率を十分に下げるといふことはできない。

そうしますと、御指摘のあつた引当金、負債性の引当金は、それはそれなりに私どもその性格については必要なものであるということで、今もそう考えております。ただし、その率が実情に合っているのかどうかと、あるいは経済、あるいは企業の経営の手法が変わつてきた中で今までもおりの考え方ではないのかどうか、こういう意味では

引当金も、聖域ではなしに見直さなくてはいいのかなと思ひます。

それからもう一つ、企業会計原則との関係がどうしても指摘されます。これは私ども今の制度でいいのかなと思ひつつ、他国にはいろいろな例があるということで、税率についても他国と比較するならば、この課税ベースについても企業会計原則と税法との関係が、我々は今のいいのかなと思ひますけれども、そこも洗い直してみることがあるかと思ひます。

いずれにせよ、今長々と申し上げましたが、かなり専門的、また企業会計とか税法とかあるいは法律論、重なりますので、私ども、税調の小委員会がこの議論を深く詰めてもらおうかなと思ひます。十五人ほどのメンバーでこの二十七日から税調の小委員会をスタートさせ、そこで専門的な議論を重ねてもらおうかな、こう思ひます次第です。

○村井委員 私は、お話しもよくわかるのですけれども、日本を諸外国の資本がパスして、東南アジアあるいは中国あたりへ行つてしまつて、東南アジアあるいは中国あたりに投資することが魅力がないというところは、やはり無視できない大きな課題だと思ひます。そういう意味で、実質的に法人税率を下げて、そして日本の企業が元気が出るような状態にしていかなければ、このひどい景気の状態からは脱出できないと思ひます。そういう意味でこれからもこの議論を重ねてまいりたいと思ひます。

それからもう一つ、金利はもう私は後ろがないところまで来てしまつていふ思ひです。金融面でできることはもうやり尽くしたというふうに考えますと、この閉塞的な状態にある経済状況の打開には、さきも不良債権の話が随分出ましたけれども、土地問題の解決というのはこれは避けて通ることができない。ところが、土地を売つたら非常に重い税金がかかる。例えば法人がリストラのために土地を売る

と、そうするといきなり一〇%かかってくるという世界。あるいは、普通に売っても今三二・五%ですか、これだけ取られる、三分の一持つていかれるという状態が、やはりどうしても売りましようというのを妨げているというふうに私は思えて困るのです。

そういう意味で、譲渡益課税の緩和というのを土地の流動化のためにどうしても私はやらなきゃいけないと思うのですが、これについては主税局長、簡単に結構ですけれども方向性だけでも示していただけないか。

○薄井政府委員 譲渡益課税を含め、土地税制どうあるべきかというのを平成二年の秋に大議論をいたしました。当時地価が暴騰しているところでごさいます。その議論の結果、今の土地税制の体系ができておりました。それから四、五年たつておるわけでございまして、その四、五年の経験あるいはデータを踏まえて、今までの土地税制の体系がそれでいいのかどうかということについては、私も十分議論しなければいけないと思っております。この点も含めまして、本年年末の平成八年度の税制改正の議論の中で私も議論を重ねていきたいと思っております。

その際には、今の状況にどう対応するかという点もさることながら、やはり税制というのは簡単に動かすこともまた適当でないと思っております。その兼ね合いを十分考えなくちゃいけない。しかも保有と譲渡とどっちがどう影響を合っているのかということなども分析した上で答えを出していきたいと思っております。八年度税制改正の中で答えを出していくために今努力しているというのを申し上げておきたいと思っております。

○村井委員 いずれにしても、平成二年のときとは環境が全く違つて、大蔵省がどうしても解かなければならない不良債権問題を解く非常に大きなかぎが、私はこの土地税制にやはりあるのだと思うのです。そういう意味で、私も、私どもの出している法案でも三年間を限つてということにしてありますけれども、土地譲渡益課税

につきまして何らかの軽減措置を、軽減措置をとつていくことがどうしても必要なんじゃないかという主張を繰り返していただきたいと思います。

最後に、国税庁次長においでいただいています。税の滞納が非常にふえまして二兆五千億にもなっているというような新聞記事があり、特にその中で消費税の滞納が膨張している、これは税制に対する不信を招く懸念があるというようなことを新聞の見出しが打っておりまして、そして国税当局による徴収の努力というのにも限界にきている、こんなようなことが書いてあるわけでありまして、実際問題として、確かに税務執行面での負担の公平を確保するということは非常に大切なことでありまして、それがなければ国民の税制に対する信頼というものは確保できないと思うのですが、そういう意味で、国税職員に対して今後処遇の改善あるいは職場環境の充実、定員の層の確保というようなことは当然必要なことでありますけれども、特に滞納処理というのは非常にしんどいといひますか、つらい仕事だろうと思つたんですね。そういう意味で、こういう困難な職務に当たる徴収担当職員、これを少し増員する必要があるのかあるのじゃないだろうか。えらい詰めた話でありますけれども、そのあたりにつきまして国税庁としての御見解を伺いたいと思ひます。

○若林政府委員 お答え申し上げます。今御指摘いただきましたように、滞納残高というのは年々ふえてきておる、そういった中で、まづはそういう滞納がふえることについて事前に、そういう滞納が発生しないための予防的な未然防止といったことに努める必要がございますし、また、発生した滞納についてはできるだけ早く整理していくということを進めていく必要があるわけでありまして、そのためには、いろいろ内部的な事務の合理化、効率化を進めておるわけでございまして、けれども、やはりなお定員の問題、人手という問題があるわけでございます。これは今御指摘いただきました

した滞納だけではなく、それ以外の課税賦課部門におきましても同じような問題、課税対象がふえるといったような問題がございますし、また非常に執行面における公平確保といったような問題等も当然に強まっております。

そういう中で、国税庁といたしましては、先ほど申し上げましたように、効率化とか合理化に努めてはおりますが、なおかつ足りない定員についてはその確保に努めてまいつたわけでございまして、これからも同様、厳しい財政事情ではございますけれども、我々としては、国税庁の職人官庁の特殊性といひますかそういうことも踏まえまして、増員については各方面の理解が得られるように努力してまいりたい、このように考えております。

○村井委員 そういう方向でひとつ頑張つていただきたいと思います。

○久間委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木陸海君 租税特別措置法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

最初に、我が国の現行のみなし配当課税制度はいつ創設され、その中で、利益をもつてする株式の消却に係るみなし配当課税制度はどんなふうになつてきたのか、その辺の制度の経緯を簡潔に説明願ひたいと思ひます。

○薄井政府委員 みなし配当課税制度といひますのは、配当課税の一環として、利益により株式を消却した場合等におきまして、残存株式の一株当たりの資本金額の増加とかあるいは消却に応じた株主への会社からの対価の性格に着目いたしまして、配当に対応する部分に課税するという考え方でございまして、御質問の、この制度の成り立ちを簡単に申し上げますと、今申し上げました制度を二つに分けることができます。一つは、消却に応じた売却株主に對するみなし配当、それから残存株主の一株当たりの資本金額の増加に對するみなし配当の問題、この二つがございまして、

その沿革をひもときますと、前者の売却株主に對するものにつきましては大正九年、それから後者の残存株主に對するものにつきましては昭和三十四年の税制改正で導入されております。

○佐々木陸海君 一九二〇年代に始まり、また一九五九年にもそれが進められてきたという大変古い歴史を持つ制度だと思ひます。

大蔵省は、昨年の商法改正にかかわる国会の答弁の中で、みなし配当課税の改廃の問題について、配当所得課税のあり方の基本にかかわる問題だという認識を述べておりますし、ことしになつてからの五月の当委員会の議論の中でも、当時の小川主税局長が、一般的にこのみなし配当課税という基本的なルールを廃止しろと言われますと法人税と所得税の基本的な仕組みの問題でございまして、基本的な税制の仕組みの問題でございまして、基本から廃止するわけにはいかないということをお断りしておりますが、今この認識や見解には変化は全くないというふうに見えてよろしいのでしょうか。

○薄井政府委員 御指摘のように、配当というものを通じて、法人、個人の間の課税の接点のようなどころがございまして、私も、その基本的な考え方について今検討した結果今回の答えを出したということではございません。

現在の経済情勢のもと、数年前から、このみなし配当、自己株式の消却による部分につきまして、何とかこれを拡大することが必要であるという政策的な検討の結果として、私も今回、三年間、三年ちょっとになりますけれども、この制度の特例を設けるということを考えた次第でございまして、

○佐々木陸海君 要するに、もう一回確認しますけれども、このみなし配当課税という制度そのものをどうこうしてしまおうという意思はなく、ないからこゝろ今度特例という形で出してきたというふうに見えていいのですか。

○薄井政府委員 今回の制度の性格づけは御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもの税の世界を離れて、自己株式をどう持ったらいとか、そういう株式市場、資本市場の世界において最近非常に幅広い議論が進められております。これは商法の分野であったり企業会計の分野であったり、我々が今まで余り気がつかなかったところについていろいろ議論がされております。こういった議論が今後三年間にどうされていくのか、あるいはどう重ねられていくのかということも踏まえて、三年後にはまたその状況のもとで考えていかなければならないと思っておりますが、現状においては、私どもは、みなし配当課税の基本について動かすという意図で今回の提案をさせていただいているわけではございません。

○佐々木(陸)委員 今回、三年半の時間的な措置とはいえ、これまで基本的な制度としてきた問題を凍結する、非課税にしてしまうということになるわけですが、昨年、残存株主のみなし配当については源泉徴収をしないという改正をしたわけですが、そのときに大蔵省は、従来から指摘されてきた、利益消却の事実上の阻害要因とされてきた制度上の問題はこれでほぼ解消されたという見解をはっきりと繰り返し述べておられたわけですが、そうであるにもかかわらず、今回またこういう措置を出してきたというのは納得いたしかねる面があるのですが、その点についての説明を求めたいと思います。

○薄井政府委員 平成六年度の税制改正だったかと思いますが、株式の利益消却制度の円滑な利用ということを進めたいということで、当時の商法の改正論議と歩調を合わせて、利益による自己株式の取得と消却につきまして、株式の利益消却の場合には、残存株主に係るみなし配当課税については源泉徴収を行わないこととするという措置を講じました。

その際に私どもは、キャッシュフローがない中で源泉徴収というのは無理だろうということから対応したわけですが、これによりまして、源泉徴収税額納付のための現金配当の定時株主総会の決

議が必要になりますので、これで、消却株式の取得時期、それから株式消却の時期でございませうけれども、定時株主総会前後でなくても結構だということにもなる、そんなことで、従来言われていた障害が税制上は解消するものと当時考えておりました。

ところが、その後、この方式による株式の消却というものが一つも出てこないということで、この点についての分析も私も重ねてまいりました。その結果として、今回のような特例を設けることが、特例に踏み切ることが平成六年当時考えていた趣旨にも合ってくるということから今回の措置に結びついたということでございます。

御指摘のように、六年度の改正の際には、源泉徴収制度を直すことによってこれで解決すると思つたわけでございますけれども、そういうことがつたということから今回の措置を考へて措置したという位置づけでございます。

○佐々木(陸)委員 余りよくわからない説明のようにも思うんですが、要するに、六年度の改正のような措置では企業の側はともうそういうふうな踏み切れなかった、もっと進んだ措置をとれと強く求めてきたということが背景にあつて今度の措置になったと思うのです。

ちよつと皆さんのお手元に資料をお配りしてあると思うのですが、これは私たちが独自に調べたものではございませんで、日興リサーチセンターの資料から日経金融新聞がここに書いてある日付で報じたものでありまして、別段特別な資料ではありませんけれども、今回の措置によって大企業がどれだけ減税になるかという問題は試算してみる価値がある問題だと思ふんです。

経団連の会長の豊田さんを出しているトヨタ自動車が自社株買いをした場合の試算ということで、例えば右の欄でいいますと、一〇％を消却したということになりますと、いろいろ計算はありますけれども、一株当たりのみなし配当が八円十八銭。この上位十社が自社株買いに應じないで株をそのまま保持したというふうな仮定いたしました

てどうなるかということなんですが、一億八千六百万株を保有する豊田自動織機、筆頭株主ですが、このみなし配当の総額は約十五億二千百万円になりますね。そういうふうな表に出ておりますが、この会社の場合には、八〇％の益金不参入措置で、残り二〇％に課税をされる。納税額は、法人税の実効税率五〇％で計算しても、この十五億の約一〇％にかかるわけですから一億五千万円程度の税金が今の制度のもとではかかってくる。

それから、二、三、四と幾つかの銀行が並んでおりますけれども、こういう金融機関の場合には、難しいことは省きますけれども、受取配当の益金不参入が認められにくい。このため、これらの銀行についてはこの十五億九千万円、これは無論すべてが課税対象と基本的にはなつて、実効税率五〇％で計算するとそれぞれ七億四千万円の課税になる。今度の措置によってそういうものが払わなくてもよくなる、非課税になるということに、大きく言えばそういう計算になるんじゃないかと思ふのですが、その点どうでしょうか。

(委員長退席、山本(有)委員長代理着席)
○薄井政府委員 日興リサーチセンターの計算した資料でございますが、具体的にこれについて、私どもが数字についてコメントするのは適当ではないと思ひますが、御指摘の点について感じを申し上げますと、そもそも上場企業において利益による自己株式の消却ということが日本では行われてきていないということ、これまで上場会社であればそういうことをしてきていないわけでございます。したがって、今度の制度を設けることによって初めてこの事態が出てくるということ、従来払っていた税金を今度払わなくなるという趣旨ではないことが一つ。

それからもう一つは、これは残存株主についての計算だろつと思ひますが、残存株主というのは、確かにみなし配当課税を三年ちよつと課税しない期間を設けますけれども、残存株主ですから株を持っています。これは企業名が出ておりますが、ここに書いてある企業ではなくて、そ

この株主の問題でございますね、残存株主というのは、今後、その株主が持っている株式を売ったときには株式譲渡益について課税がされるわけですよ。

そのときの取得価額にみなし配当分は今度は入りませんので、そこで課税が追つかけてされるということでございますから、みなし配当課税の特例があるから完全に抜け切つてしまふということではなくて、将来売るときにはみなし配当としてもらったことになりませんので、取得価額のつけかえがない形で譲渡益が計算される、キャピタルゲイン課税という形で追つかけて課税がされるという性格にあるということをお理解賜りたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 もちろんその点はわかるわけですが、もちろん、今まで全然行われてきていなかったことが、今度の特例措置をすればこういうことが行われるだろうということになるわけですが、けれども、しかし、特例が行われないもつとで実際にこういう消却が行われたとすれば、今言つたような数字になるということとは間違いないわけですよ。

○薄井政府委員 負債利子控除の問題とか、それから、どれだけ、何％分消却するかといった実情について私どもも把握しておりません。最初に申し上げたように、この数字についてコメントするのは避けさせていただきたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 数字がどうこうということではないですけれども、それは確かにコメントできないかもしれませんけれども、実際問題として、こういう実態はお認めになるわけですよ。

○薄井政府委員 おっしゃる通りに、仮に利益消却を行った場合に、残存株主について、今の制度であればみなし配当課税が行われるのに、行われないうことになりますから、そこでその分の計算は、それぞれ個人、法人の残存株主について計算できるかと思ひます。ただし、さっき申し上げたように、この方々が今後売れば、そのときにはみなし配当というのはなかったことになります

ので取得価額が大きくなる。そういうことで、キャピタルゲイン課税の方で多く納めていたという収支になります。

○佐々木(慶)委員 もちろんそれはそうなんです、今これをやるということが企業や何かのメリットになるからこそのやり方ですからね。そして、それが将来必ず全部丸々取り返されてしまうというようなことには、それはもう計算上は簡単にはならないし、すぐ株をまた全部売ってしまいうわけではありませんか。次元の違う話でありまして、そこははっきりさせておく必要がある。つまり、今こういう措置をとるということは、これらの企業に対してやはり大きなメリットを与えるのが今度の特例措置の主眼であって、だからこそ景気回復にも役立つというのが大蔵省、政府の見方だということなのでしょう。

○薄井政府委員 個々の企業にメリットを与えるというよりは、株の数が非常に多く市場に出回り過ぎていて、そのことが市場なり株価を今のようない状態にしている面もあるのではないかと。したがって、配当可能利益があるならば、自己株を減らして株の数を減らせば、そうしますと株への魅力がついてきて市場が活性化していく。そのことはマクロの経済にとってプラスであるということから今回手当てをしたというのが主眼でございます。

(山本(有)委員長代理退席、委員長着席)
○佐々木(慶)委員 もう時間がありませんけれども、要するに今この例でも明らかなように、特に金融機関が今度の措置で受けるメリットは大きいということになるわけです。つまり、八〇%の受取配当益金不算入が認められないで、丸々課税の対象になるという事情もあるわけです。そして、実際今上場株式の四五%近くを金融機関が保有しているという事情もあるわけです。そして、先ほど説明もありましたように、重立った企業の七割が今度の特例措置に基づいていろいろなことを、自己株の、自社株の消却をやろうとしているというところが先ほども答弁にあったわけでありま

て、そういうことが実際にやられていくならば、金融機関などは今度の措置から本当に大きなメリットを得るということは間違いないところだと思ふのです。

いずれにしても、バブルの時期に株を出し過ぎた、今度はその出し過ぎた株を回収できるように、できるだけうまく回収できるように保障してくれという大企業や財界の強い要求に沿って今度の特例措置が行われて、それがとりわけ今金融機関などに大きなメリットを与えるものだということ、バブルを招いたのも企業に大きな責任がある、金融機関に大きな責任がある、そのツケをまた今政府や国民の犠牲でこういう形でやろうとしているという今度の法案について、我々は到底賛成するわけにはいかないということを申し上げて、質問を終わります。

○久間委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。
次回回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を、「第九条の六」に改める。

第九条の五 第一項中「行つた場合の下に」(前条第四項の規定の適用がある場合を除く。)を加え、「証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した法人」を「上場会社等」に改め、第二章第一節中同条を第九条の六とする。

第九条の四の次に次の一条を加える。
(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第九条の五 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条及び次条第一項において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の

一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から平成十一年三月三十一日までの期間(第四項において「指定期間」という。)内に、証券取引法第二十七条の二十二の第二項に規定する公開買付けにより利益をもつてする株式の消却を行つた場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに

て行つた当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二十一条に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第三項第三号中「商法第二百三十条ノ八ノ二第二項又は商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十九条第一項の規定に基づいて行つたこれらの規定に規定する端株又は単位未満株式」とあるのは、「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに応じて行つた株式」とする。

4 上場会社等が指定期間内に利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利

益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

5 前項の規定により所得税を課さないこととされるみなし配当額の支払については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百二十五条及び第二百二十八条第一項の規定は、適用しない。

6 第四項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他第一項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の七を第六十七條の八とし、第六十七條の六の次に次の一条を加える。
(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七條の七 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日

から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時に對して有する株式で消却されなかつたものに對する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2 利益をもつてする株式の消却を行つた上場会社等の株式を有する第二十一条第一号に規定する外国法人に係る法人税法第四百二十二條の規

定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）の規定」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正）

第二条 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条の四第一項後段」の下に、「第九条の五第四項後段」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、当該消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額及びその消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額に係るのみなし配当について、課税を行わないこととする等の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。